

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について

香川県健康福祉部生活衛生課

1 登録の意義

建築物清掃業など、建築物の衛生的環境の確保に関する事業の都道府県知事の登録制度は、昭和 55 年 5 月 10 日公布の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称「ビル衛生管理法」あるいは「ビル管法」）の一部改正によって創設された制度です。

近年、ビルの増加に伴い、ビル所有者等の委託を受けて、ビルの清掃、空気環境の測定などビル内の環境衛生上の維持管理を業とする者が増加しています。ビルの衛生管理は、実際には、このような事業者によって行われているわけですから、これらの事業者が適切にその業務を行うよう、資質の向上を図っていくことが、建築物の衛生的な環境の確保、改善につながるわけです。このような観点から、法改正が行われ、都道府県知事の登録制度を設けることにより、これらの事業者の位置づけを明確にするとともに、その資質の向上が図られることになったものです。

登録は営業所ごとに行われます。登録を受けるには、その営業所において事業を行うための機械器具などの設備、事業に従事する者の資格及び作業の方法等が一定の要件を満たしていなければなりません。

なお、この登録制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、登録を受けますと、登録業者である旨の表示をすることができ、逆に登録を受けていない者が登録業者又はこれに類似する表示をすることは禁止されていますが、その業務に何ら制限を加えるものではありません。

2 登録制度の概要

ア 登録を受けられる業種

登録を受けられる業種とその業務の内容は、[表－1] のとおりです。

[表－1] 登録を受けられる業種

業種	業務の内容
建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業（外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含みません。）
建築物空気環境測定業	建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業

建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のもを併せ行う事業

イ 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行われます。

営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて受託契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているものをいうこととされています。

したがって、この要件に合致するものであれば、商業登記法による登記をした営業所に限られるものではありません。

また、上記の考え方から、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできません。

ウ 登録の申請

登録を受けるには、営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、登録の申請をしなければなりません。

なお、登録の申請を行うのは、営業所の責任者ではなく、事業者（会社等の法人の場合には、法人の代表者）ですので、注意してください。

また、事業に用いる機械器具の格納場所である倉庫が営業所と離れて他県にある場合もその倉庫が営業所の管轄下にあると認められる場合には営業所の所在地において登録を受けることになります。

エ 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から6年間です。

したがって、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとするときには、新たに登録を受けなければなりません。

オ 登録証明書

登録を受けますと、登録証明書が交付されます。これは登録業者であることを証明するものですので、紛失しないよう注意して保管する必要があります。

カ 登録の表示

登録を受けますと、登録に係る営業所について、登録業者である旨の表示をすることができます。

一方、登録を受けていない者は、登録業者又はこれに類似する表示を行うことはできません。

また、登録は営業所ごとに行われるものですので、登録を受けた営業所以外の営業所が登録業者である旨の表示を行うことはできません。

したがって、例えば本社で登録を受けても、登録を受けていない営業所が本社である旨の表示を行うことはできません。

※「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」において定められている表示の内容は次のとおりです。

業種	表示の内容
建築物清掃業	登録建築物清掃業
建築物空気環境測定業	登録建築物空気環境測定業
建築物空気調和用ダクト清掃業	登録建築物空気調和用ダクト清掃業
建築物飲料水水質検査業	登録建築物飲料水水質検査業
建築物飲料水貯水槽清掃業	登録建築物飲料水貯水槽清掃業
建築物排水管清掃業	登録建築物排水管清掃業
建築物ねずみ昆虫等防除業	登録建築物ねずみ昆虫等防除業
建築物環境衛生総合管理業	登録建築物環境衛生総合管理業

なお、この表示の内容を省略したり「登録ビルメンテナンス業」のような別の表示を行うことは適当ではありません。

3 登録基準

登録基準は、(1)機械器具その他の設備に関する基準（以下「物的要件」といいます。）、(2)事業に従事する者の資格に関する基準（以下「人的要件」といいます。）及び(3)その他の事項に関する基準（以下「その他の要件」といいます。）に大別されます。

人的要件は、監督者等（建築物清掃業にあつては清掃作業監督者、建築物空気環境測定業にあつては空気環境測定実施者、建築物空気調和用ダクト清掃業にあつてはダクト清掃作業監督者、建築物飲料水水質検査業にあつては水質検査実施者、建築物飲料水貯水槽清掃業にあつては貯水槽清掃作業監督者、建築物排水管清掃業にあつては排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業にあつては防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業にあつては統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者をいいます。以下同じ。）について定められているほか、作業に従事する従事者（建築物清掃業にあつては清掃作業従事者、建築物空気調和用ダクト清掃業にあつてはダクト清掃作業従事者、建築物飲料水貯水槽清掃業にあつては貯水槽清掃作業従事者、建築物排水管清掃業にあつては排水管清掃作業従事者、建築物ねずみ昆虫等防除業にあつては防除作業従事者、建築物環境衛生総合管理業にあつては清掃作業従事者及び空調給排水管理従事者をいいます。以下同じ。）についても、登録を受けようとする者等が行う研修を修了したものであることが定められています。

なお、監督者等は、登録を受けようとする営業所ごとに1人以上おかれていることが必要です。

登録基準は、人的要件については〔表－2〕、物的要件及びその他の要件については〔表－3〕に記載してあるとおりです。

〔表－２〕登録に必要な人的要件（監督者等、従事者）一覧

No.1

区 分	監督者等の名称	監督者等有資格であることを証する書類	従 事 者
建築物清掃業	清掃作業監督者	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃作業監督者（再）講習会修了者 ・清掃作業監督者（再）講習会修了証書の写し 	清掃作業に従事する者は、厚生労働省令で定める研修を修了したものであること。
建築物空気環境測定業	空気環境測定実施者	<ul style="list-style-type: none"> ・空気環境測定実施者（再）講習会修了者 ・空気環境測定実施者（再）講習会修了証書の写し ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者<small>※初回のみ</small> ・建築物環境衛生管理技術者免状の写し 	
建築物空気調和用ダクト清掃業	ダクト清掃作業監督者	<ul style="list-style-type: none"> ・ダクト清掃作業監督者（再）講習会修了者 ・ダクト清掃作業監督者（再）講習会修了証書の写し ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者<small>※初回のみ</small> ・建築物環境衛生管理技術者免状の写し 	空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者が、厚生労働省令で定める研修を修了したものであること。
建築物飲料水水質検査業	水質検査実施者	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に基づく大学等において理学等の課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者 ・卒業証明書、実務従事証明書 ・衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者 ・衛生検査技師免許証又は臨床検査技師免許証の写し、実務従事証明書 ・学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学等の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者 ・卒業証明書、実務従事証明書 ・技術士 ・技術士登録証の写し ・学校教育法に基づく大学、短期大学又は高等専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者 ・卒業証明書、実務従事証明書 	

〔表－２〕登録に必要な人的要件（監督者等、従事者）一覧

区 分	監督者等の名称	資格の種類及び提出する書類	従 事 者
建築物飲料水貯水槽清掃業	貯水槽清掃作業監督者	<ul style="list-style-type: none"> 貯水槽清掃作業監督者（再）講習会修了者 貯水槽清掃作業監督者（再）講習会修了証書の写し 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者^{※初回のみ} 建築物環境衛生管理技術者免状の写し 	貯水槽の清掃作業に従事する者が、厚生労働省令で定める研修を修了したものであること。
建築物排水管清掃業	排水管清掃作業監督者	<ul style="list-style-type: none"> 排水管清掃作業監督者（再）講習会修了者 排水管清掃作業監督者（再）講習会修了証書の写し 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者^{※初回のみ} 建築物環境衛生管理技術者免状の写し 	排水管の清掃作業に従事する者が、厚生労働省令で定める研修を修了したものであること。
建築物ねずみ昆虫等防除業	防除作業監督者	<ul style="list-style-type: none"> 防除作業監督者（再）講習会修了者 防除作業監督者（再）講習会修了証書の写し 	ねずみ、昆虫等の防除作業に従事する者が、厚生労働省令で定める研修を修了したものであること。
建築物環境衛生総合管理業	統括管理者	<ul style="list-style-type: none"> 統括管理者（再）講習会修了者 統括管理者（再）講習会修了証書の写し 	空気環境の調整及び給排水の管理に従事する者が、厚生労働省令で定める要件に該当する研修を修了したものであること。
	清掃作業監督者	(建築物清掃業の場合と同様)	
	空調給排水管理監督者	<ul style="list-style-type: none"> 空調給排水管理監督者（再）講習会修了者 空調給排水管理監督者（再）講習会修了証書の写し 	
	空気環境測定実施者	(建築物空気環境測定業の場合と同様)	

※ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者を監督者等として選任した場合、登録の有効期間経過後、引き続きその者を監督者として再登録を受けようとするときは、その者がそれぞれの区分の監督者の講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならない。

〔表－3〕登録に必要な物的要件（機械器具その他設備）及びその他の要件一覧

No.1

区 分	機 械 器 具	設 備	その他の要件
建築物清掃業	① 真空掃除機 ② 床みがき機		清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が告示で定める基準に適合していること。（p 17 参照）
建築物空気環境測定業	① 浮遊粉じん測定器 ② 一酸化炭素測定器 ③ 二酸化炭素測定器 ④ 温度計 ⑤ 湿度計 ⑥ 風速計 ⑦ 空気環境測定に必要な器具（測定器固定用スタンド等）		空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が告示で定める基準に適合していること。（p 17～18 参照）
建築物空気調和用ダクト清掃業	① 電気ドリル及びシャワー又はニブラ ② 内視鏡（写真撮影の機能を有するものに限る。） ③ 電子天びん又は化学天びん ＊1mg 以上の分解能を有するものに限る。 ④ コンプレッサー ⑤ 集じん機 ⑥ 真空掃除機		空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が告示で定める基準に適合していること。（p 18～19 参照）
建築物飲料水水質検査業 (H24.10.1 改正)	① 高圧蒸気滅菌器及び恒温器 ② フレームレスー原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置 ③ イオンクロマトグラフ ④ 乾燥器 ⑤ 全有機炭素定量装置 ⑥ pH 計 ⑦ 分光光度計又は光電光度計 ⑧ ガスクロマトグラフー質量分析計 ⑨ 電子天びん又は化学天びん	水質検査を適確に行うことのできる検査室	水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が告示で定める基準に適合していること。（p 19～20 参照）

〔表－3〕登録に必要な物的要件（機械器具その他設備）及びその他の要件一覧

区 分	機 械 器 具	設 備	その他の基準
建築物飲料水貯水槽清掃業	① 揚水ポンプ ② 高圧洗浄機 ③ 残水処理機 ④ 換気ファン ⑤ 防水型照明器具 ⑥ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器 ※以上の機械器具は、貯水槽清掃専用とする。	機械器具を適切に保管することができる専用の保管庫	飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が告示で定める基準に適合していること。（p 20 参照）
建築物排水管清掃業	① 内視鏡（写真撮影の機能を有するものに限る。） ＊ケーブルの長さが 15m 程度以上のものに限る。 ② 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル ③ ワイヤ式管清掃機 ④ 空圧式管洗浄機 ⑤ 排水ポンプ ※以上の機械器具は、排水管清掃専用とする。	機械器具を適切に保管することができる専用の保管庫	排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が告示で定める基準に適合していること。（p 20～21 参照）
建築物ねずみ昆虫等防除業	① 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡 ② 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器 ③ 噴霧機及び散粉機 ④ 真空掃除機 ⑤ 防毒マスク及び消火器	機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することができる専用の保管庫	ねずみ、昆虫等の防除作業及びねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が告示で定める基準に適合していること。（p 21 参照）
建築物環境衛生総合管理業	① 真空掃除機 ② 床みがき機 ③ 浮遊粉じん測定器 ④ 一酸化炭素測定器 ⑤ 二酸化炭素測定器 ⑥ 温度計 ⑦ 湿度計 ⑧ 風速計 ⑨ 空気環境測定に必要な器具（測定器固定用スタンド等） ⑩ 残留塩素測定器		清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が告示で定める基準に適合していること。（p 21～23 参照）

＜＜留意事項＞＞

登録業全般について

- (1) 機械器具その他の設備（以下「機械器具等」という。）は各営業所ごとに常備することが必要です。
なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合、その倉庫が登録を受けようとする営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象として差し支えありません。また、機械器具等が作業場に置かれているような場合も同様に取扱い差し支えありません。
- (2) 機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければなりません。ただし、リースなどの場合で、賃貸借契約書などによって、長期的、恒常的に占有して、自由に使用できることが客観的に明らかな場合には、登録の対象として差し支えありません。
- (3) 機械器具は、通常想定される性能を所有していなければなりません。特定の型式のものでなければならないということはありません。また、真空掃除機と床みがき機を兼ねている機械のように、2種以上の機械の機能を有しており、各機械の目的を十分果たしうるものであれば、登録の対象として差し支えありません。
- (4) 機械器具は業務量等に応じた台数を所有していなければならないことは当然ですが、業務量等は常に一定ではないので、最低各々1台あれば登録は受けられることになっています。
- (5) 監督者等は登録しようとする営業所につき、それぞれの職種ごとに1人以上置かれていなければなりません。また、1人の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められません。建築物環境衛生総合管理業の場合でも、統括管理者、清掃作業監督者、空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者はそれぞれ別人の有資格者が置かれていなければなりません。
- (6) 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具又は、同一の資格者をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとすることはできません。
- (7) 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできません。
- (8) 事業協同組合、公益法人等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、基準を満たしている場合には、登録することができます。
なお、事業協同組合が登録を受けるためには、次の点に留意する必要があります。
ア その事務所等が1つの営業所としての機能を有し、設備、資格者が備わっていなければなりません。
イ 定款には、登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが明文化されていなければなりません。
ウ 監督者等は組合に雇用されている必要はありませんが、組合に常勤、専任の者でなければなりません。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における資格者として登録の要件とすることはできません。
エ 機械器具等についても、組合が所有することが望ましいのですが、組合員の所有であっても、事業協同組合の営業所において必要とするときには自由に用いることができることが確実と認められる場合（成文の内規又は規約があるような場合）には、登録に係る設備とすることができます。
- (9) 個人経営の登録業者の経営者が変更になった場合には、登録を受けた主体が変更することになるので、引き続き登録業者である旨の表示をするためには原則として登録を受け直す必要がありますが、経営の一体性が保たれたまま経営が承継されていると認められるときは、変更届を提出することで足りる場合があります。

また、監督者等の講習は、公益財団法人日本建築衛生管理教育センターにおいて行っています。

公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 7階 743区

TEL 03-3214-4620

関西支部

〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町 1-4-1 阪急千里中央ビル 9階

TEL 06-6836-6605

建築物飲料水水質検査業について

水質検査を的確に行うことができる検査室とは、基本的には以下の要件を満たしている検査室をいいます。

- ① 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
- ② 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。
- ③ ドラフトチャンバーが配置されていること。
- ④ 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
- ⑤ 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。

建築物飲料水貯水槽清掃業について

ア 機械器具の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいいます。

また、貯水槽清掃作業に用いる塩素剤等についても、これに準じて適切に保管してください。

- ① 機械器具に雨水がかかるおそれのない構造であること。
 - ② 機械器具を置く棚、箱などは水切りが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
 - ③ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
 - ④ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
 - ⑤ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
- イ 原則として自動車を保管庫とすることはできませんが、作業件数が極めて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認められます。
- ① ア①から③までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 自動車は、貯水槽清掃専用であって、他の用途には用いないこと。
 - ③ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
 - ④ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から積み降ろす場合には、別途専用の保管庫が用意されていること。

建築物排水管清掃業について

ア 機械器具の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいいます。また、排水管清掃作業に用いる薬剤についても、これに準じて適切に保管してください。

- ① 機械器具に雨水がかかるおそれのない構造であること。
 - ② 機械器具を置く棚、箱などは水切りが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
 - ③ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
 - ④ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
 - ⑤ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
- イ 原則として自動車を保管庫とすることはできませんが、作業件数が極めて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認められます。
- ① ア①から③までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 自動車は、排水管清掃専用であって、他の用途には用いないこと。
 - ③ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
 - ④ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から積み降ろす場合には、別途専用の保管庫が用意されていること。

建築物ねずみ昆虫等防除業について

ア 建築物ねずみ昆虫等防除業者が行う「人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物」とは、ねずみやゴキブリ、ハエ、カ、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原生物を媒介する動物をいい、シロアリ等のような建築物の構造部に障害を及ぼす動物は該当しない。

イ 機械器具及び防除作業に用いる薬剤の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいいます。

- ① 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。
- ② 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ③ 引火事故の起こりにくい構造となっていること。
- ④ 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。
- ⑤ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、防除作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ⑥ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。

ウ 原則として自動車を保管庫とすることはできませんが、作業件数が極めて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認められます。

- ① イ①から③までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 自動車は、防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- ③ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- ④ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から積み降ろす場合には、別途専用の保管庫が用意されていること。
- ⑤ 薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。

＜＜従事者研修について＞＞

1 建築物清掃業

登録を受けようとする事業者又は厚生労働大臣の指定する団体等が実施主体となって行う研修で、次のような要件にあてはまるもの。

(1) 研修の内容

清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用
方法
清掃作業の安全及び衛生

(2) 指導者の要件

清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者その他研修の科目の内容について十分な知識及び技能を有する者

(3) 研修の頻度

作業に従事する者全員が原則として年に1回以上受けられること。(一斉に実施するものでなくてもよい。)

2 建築物空気調和用ダクト清掃業

登録を受けようとする事業者又は厚生労働大臣の指定する団体等が実施主体となって行う研修で、次のような要件にあてはまるもの。

(1) 研修の内容

空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用
方法
空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生

(2) 指導者の要件

ダクト清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者その他研修の科目の内容について十分な知識及び技能を有する者

(3) 研修の頻度

作業に従事する者全員が原則として年に1回以上受けられること。(一斉に実施するものでなくてもよい。)

3 建築物飲料水貯水水槽清掃業

登録を受けようとする事業者又は厚生労働大臣の指定する団体等が実施主体となって行う研修で、次のような要件にあてはまるもの。

- (1) 研修の内容
貯水槽の掃除方法、塗装方法及び消毒方法
貯水槽の清掃作業の安全及び衛生
- (2) 指導者の要件
貯水槽清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者その他研修の科目の内容について十分な知識及び技能を有する者
- (3) 研修の頻度
作業に従事する者全員が原則として年に1回以上受けられること。(一斉に実施するものでなくてもよい。)

4 建築物排水管清掃業

登録を受けようとする事業者又は厚生労働大臣の指定する団体等が実施主体となつて行う研修で、次のような要件にあてはまるもの。

- (1) 研修の内容
排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法
排水管の清掃作業の安全及び衛生
- (2) 指導者の要件
排水管清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者その他研修の科目の内容について十分な知識及び技能を有する者
- (3) 研修の頻度
作業に従事する者全員が原則として年に1回以上受けられること。(一斉に実施するものでなくてもよい。)

5 建築物ねずみ昆虫等防除業

登録を受けようとする事業者又は厚生労働大臣の指定する団体等が実施主体となつて行う研修で、次のような要件にあてはまるもの。

- (1) 研修の内容
防除作業に用いる機械器具及び薬剤の種類と使用方法
防除作業の安全及び衛生
- (2) 指導者の要件
防除作業監督者、建築物環境衛生管理技術者その他研修の科目の内容について十分な知識及び技能を有する者
- (3) 研修の頻度
作業に従事する者全員が原則として年に1回以上受けられること。(一斉に実施するものでなくてもよい。)

6 建築物環境衛生総合管理業

- (1) 清掃作業従事者は、建築物清掃業の場合と同様の研修を受けていなければならない。
- (2) 空気環境の調整、給排水の管理及び飲料水の水質検査に従事する者は、次の研修を受けていなければならない。

ア 研修の内容

空気調和設備及び機械換気設備の運転方法及び日常的な点検、補修方法
給水及び排水に関する設備の運転方法
水の異常の判断方法、残留塩素の測定方法

イ 指導者の要件

空調給排水管理監督者、建築物環境衛生管理技術者その他研修の科目の内容について十分な知識及び技能を有する者

ウ 研修の頻度

作業に従事する者全員が原則として年に1回以上受けられること。(一斉に実施するものでなくてもよい。)

＜＜研修の実施状況を記載した書面について＞＞

初めて登録しようとする場合には、過去1年間の実績及び今後1年間の計画について、2回目以降の登録の場合には、過去6年間の実績及び今後1年間の研修計画について記入してください。

＜＜作業手順の記載内容について＞＞

作業の実施方法等を記載した書面（用紙－5－1）の「作業手順」欄については、登録業種に応じ、以下の内容について記載してください。

また、厚生労働省告示「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」を遵守する旨記載してください。（内容についてはp17～23参照）

ア 建築物清掃業

- ① 作業工程（日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。）
- ② 機械器具等の点検の方法
- ③ 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃によって生じる排水の処理方法
- ④ 作業報告作成の手順

イ 建築物空気環境測定業

- ① 空気環境の測定方法
- ② 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法
- ③ 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

ウ 建築物空気調和用ダクト清掃業

- ① 作業工程（ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。）
- ② 機械器具等の点検の方法
- ③ ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法
- ④ 作業報告作成の手順

エ 建築物飲料水水質検査業

- ① 水質検査の方法（試料の採水及び保存に関する事項を含む。）
- ② 試薬及び標準物質の保管方法
- ③ 検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名
- ④ 機械器具の点検等の方法及びこれらの記録の保管方法
- ⑤ 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

オ 建築物飲料水貯水槽清掃業

- ① 作業工程（貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。）
- ② 使用する塩素剤の名称及び使用方法
- ③ 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法
- ④ 機械器具等の点検の方法
- ⑤ 保管庫の管理責任者の氏名
- ⑥ 従事者の検便等の時期及び検査機関
- ⑦ 作業報告作成の手順

カ 建築物排水管清掃業

- ① 作業工程（排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。）
- ② 機械器具等の点検の方法
- ③ 保管庫の管理責任者の氏名
- ④ 作業報告作成の手順

キ 建築物ねずみ昆虫等防除業

- ① 作業工程（事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。）
- ② 使用する薬剤の種類
- ③ 薬剤の保管方法
- ④ 機械器具等の点検の方法
- ⑤ 保管庫の管理責任者の氏名
- ⑥ 作業報告作成の手順

ク 建築物環境衛生総合管理業

- ① ア及びイに掲げる事項
- ② 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法
- ③ ②に関する作業報告作成の手順

<<変更・廃止・実績報告の届出について>>

- (1) 登録業者は、次の事項に変更があったときは、その日から 30 日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。届出書の様式は、「登録事項変更届（用紙—6）」を使用してください。
 - ア 氏名（法人の場合は名称）、住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、営業所名、営業所の所在地、営業所の代表者の氏名
 - イ 登録基準に係る主要な機械器具その他の設備
 - ウ 監督者等
 - エ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法
- (2) 登録基準に係る主要な機械器具その他の設備、監督者等に変更があった場合には、変更後も登録基準に適合することを証明するため、次の書類を添付しなければなりません。
 - ア 主要な機械器具の変更の場合
変更後の機械器具の概要を記載した書面
 - イ 機械器具の保管庫の変更の場合
変更後の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具等の保管状態を明らかにする図面
 - ウ 水質検査室の変更の場合
変更後の検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面
 - エ 監督者等の変更の場合
変更後の監督者等の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類
 - オ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法の変更の場合
変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- (3) 登録業者は、登録に係る業務を廃止したときは、その日から 30 日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。届出書の様式は、「登録事業廃止届（用紙—7）」を使用してください。
- (4) 登録業者は、毎事業年度終了後、3か月以内に、登録に係る事業の実績を報告してください。なお、報告書の様式は、「実績報告書（用紙—8）」を使用してください。

※登録関係様式（用紙—1～8）は、香川県ホームページ（<http://www.pref.kagawa.lg.jp/>）のお役立ち情報「申請等様式ダウンロード」からダウンロードできます。（第1分野「子育て・健康・福祉」・第2分野「生活衛生・動物愛護」・第3分野「建築物衛生」で絞り込みをしてください。）

※実績報告の提出については、郵送でお送りいただいても構いませんが、香川県ホームページ（<http://www.pref.kagawa.lg.jp/>）のお役立ち情報「かがわ電子自治体システム」→「電子申請・届出サービス」から電子による申請も可能ですので是非ご利用ください。（検索メニュー欄の手続き名に「建築物」と入力して検索してください。）

登録に必要な書類（No. 1）

業 種	提出しなければならない書類
建築物清掃業	登録申請書（用紙－１） 機械器具の概要を記載した書面（用紙－２） 監督者等の氏名を記載した書面（用紙－３） 従事者の研修の実施状況を記載した書面（用紙－４） 作業の実施方法等を記載した書面（用紙－５－１及び５－２） 監督者が有資格者であることを証する書類
建築物空気環境測定業	登録申請書（用紙－１） 機械器具の概要を記載した書面（用紙－２） 監督者等の氏名を記載した書面（用紙－３） 作業の実施方法等を記載した書面（用紙－５－１及び５－２） 監督者等有資格者であることを証する書類
建築物空気調和用ダクト清掃業	登録申請書（用紙－１） 機械器具の概要を記載した書面（用紙－２） 監督者等の氏名を記載した書面（用紙－３） 従事者の研修の実施状況を記載した書面（用紙－４） 作業の実施方法等を記載した書面（用紙－５－１及び５－２） 監督者等有資格者であることを証する書類
建築物飲料水水質検査業	登録申請書（用紙－１） 機械器具の概要を記載した書面（用紙－２） 監督者等の氏名を記載した書面（用紙－３） 検査室の概要を記した図面 作業の実施方法等を記載した書面（用紙－５－１及び５－２） 監督者等有資格者であることを証する書類
建築物飲料水貯水槽清掃業	登録申請書（用紙－１） 機械器具の概要を記載した書面（用紙－２） 保管庫の概要を記した図面 監督者等の氏名を記載した書面（用紙－３） 従事者の研修の実施状況を記載した書面（用紙－４） 作業の実施方法等を記載した書面（用紙－５－１及び５－２） 監督者等有資格者であることを証する書類
建築物排水管清掃業	登録申請書（用紙－１） 機械器具の概要を記載した書面（用紙－２） 保管庫の概要を記した図面 監督者等の氏名を記載した書面（用紙－３） 従事者の研修の実施状況を記載した書面（用紙－４） 作業の実施方法等を記載した書面（用紙－５－１及び５－２） 監督者等有資格者であることを証する書類

登録に必要な書類（No. 2）

業 種	提出しなければならない書類
建築物ねずみ昆虫等防除業	登録申請書（用紙－１） 機械器具の概要を記載した書面（用紙－２） 保管庫の概要を記した図面 監督者等の氏名を記載した書面（用紙－３） 従事者の研修の実施状況を記載した書面（用紙－４） 作業の実施方法等を記載した書面（用紙－５－１及び５－２） 監督者等が有資格者であることを証する書類
建築物環境衛生総合管理業	登録申請書（用紙－１） 機械器具の概要を記載した書面（用紙－２） 監督者等の氏名を記載した書面（用紙－３） 従事者の研修の実施状況を記載した書面（用紙－４） 作業の実施方法等を記載した書面（用紙－５－１及び５－２） 監督者等が有資格者であることを証する書類

登録関係様式（用紙－１～８）は、香川県ホームページ（<http://www.pref.kagawa.lg.jp/>）のお役立ち情報「申請等様ダウンロード」からダウンロードできます（第１分野「子育て・健康・福祉」・第２分野「生活衛生・動物愛護」・第３分野「建築物衛生」で絞り込みをしてください。）。

登録に係る手数料

(香川県使用料、手数料条例：平成14年4月1日改正)

	業 種	金額 (香川県収入証紙)
1号	建築物清掃業	35,000円
2号	建築物空気環境測定業	35,000円
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	35,000円
4号	建築物飲料水水質検査業	35,000円
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	35,000円
6号	建築物排水管清掃業	35,000円
7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	35,000円
8号	建築物環境衛生総合管理業	45,000円

香川県収入証紙は、香川県ホームページ (<http://www.pref.kagawa.lg.jp/>) 内「香川県証紙について」 (<http://www.pref.kagawa.lg.jp/suito/syousi/>) のページに掲載している県内売りさばき所で購入できます。

登録に関する問い合わせは下記まで

〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
香川県健康福祉部生活衛生課 総務・生活衛生諸営業グループ
Tel 087-832-3178
Fax 087-862-3606

「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」 より

(平成 14 年 3 月 26 日、厚生労働省告示第 107 号)
(一部改正：平成 16 年 3 月 22 日、厚生労働省告示第 118 号)

第 1 建築物清掃業

- 1 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。
- 2 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- 3 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6 月以内ごとに 1 回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
- 4 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
- 5 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。
- 6 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。
- 7 1 から 6 までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。
- 8 7 に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業等の実施状況について、3 月以内ごとに 1 回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- 9 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間(以下「受託者の氏名等」という。)を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「建築物維持管理権原者」という。)に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が 1 から 6 までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 10 建築物維持管理権原者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 6 条に規定する建築物環境衛生管理技術者(以下単に「建築物環境衛生管理技術者」という。)からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第 2 建築物空気環境測定業

- 1 空気環境の測定は、規則第 3 条の 2 第 1 号に定める方法※に準じて行うこと。

※参考：建築物における衛生的環境の確保に関する規則より

建築物の通常使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上 75cm 以上 150cm 以下の位置において行う。測定器については、次の表の測定項目ごとの測定器(同程度以上の性能を有するもの)を用いること。

	測定項目	測定器
1	浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙（0.3 μmのステアリン酸粒子を99.9%以上補集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10 μm以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として軟正された機器。
2	一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器。
3	二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器。
4	温度	0.5度目盛の温度計。
5	相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計。
6	気流	0.2m毎秒以上の気流を測定することができる風速計。
7	ホルムアルデヒドの量	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン補集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器。

- 2 空気環境の測定の結果を5年間保存すること。
- 3 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。
- 4 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1及び3に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施すること。
- 5 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第3 建築物空気調和用ダクト清掃業

- 1 ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行うとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。
- 2 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。
- 3 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。
- 4 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。
- 5 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 6 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知すると

ともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第4 建築物飲料水水質検査業

- 1 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄※に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。

※参考：水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項

(1)一般細菌	(11)フッ素及びその化合物	(21)クロ酢酸	(31)亜鉛及びその化合物	(41)(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)
(2)大腸菌	(12)砒素及びその化合物	(22)クロホルム	(32)アルミニウム及びその化合物	(42)1・2・7・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)
(3)ナトリウム及びその化合物	(13)四塩化炭素	(23)ジクロ酢酸	(33)鉄及びその化合物	(43)非イオン界面活性剤
(4)水銀及びその化合物	(14)1・4-ジオキサン	(24)ジプロモクロメタン	(34)銅及びその化合物	(44)フェノール類
(5)セレン及びその化合物	(15)シス-1・2-ジクロエチレン及びトランス-1・2-ジクロエチレン	(25)臭素酸	(35)ナトリウム及びその化合物	(45)有機物(全有機炭素(TOC)の量)
(6)鉛及びその化合物	(16)ジクロメタン	(26)総トリハロメタン(クロホルム、ジプロモクロメタン、プロモジクロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	(36)マンガン及びその化合物	(46)pH値
(7)ヒ素及びその化合物	(17)テトラクロエチレン	(27)トリクロ酢酸	(37)塩化物イオン	(47)味
(8)六価クロム化合物	(18)トリクロエチレン	(28)プロモジクロメタン	(38)カルシウム、マグネシウム等(硬度)	(48)臭気
(9)シアン化物イオン及び塩化シアン	(19)ベンゼン	(29)プロモホルム	(39)蒸発残留物	(49)色度
(10)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(20)塩素酸	(30)ホルムアルデヒド	(40)陰イオン界面活性剤	(50)濁度

- 2 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。
- 3 水質検査の結果を5年間保存すること。
- 4 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。
- 5 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。
- 6 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1、2、4及び5に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合であっても、検査結果の保存は自ら実施すること。

- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第 5 建築物飲料水貯水槽清掃業

- 1 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
- 2 貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- 3 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて 2 回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
- 4 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は 100 万分の 0.2 以上。 結合残留塩素の場合は 100 万分の 1.5 以上。
2	色度	5 度以下であること。
3	濁度	2 度以下であること。
4	臭気	異常でないこと。
5	味	異常でないこと。

- 5 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 6 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が 1 から 5 までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第 6 建築物排水管清掃業

- 1 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。
- 2 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。
- 3 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。
- 4 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。
- 5 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 6 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業

務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第7 建築物ねずみ昆虫等防除業

- 1 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- 2 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 3 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 4 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- 5 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- 6 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 7 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から6までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 8 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第8 建築物環境衛生総合管理業

- 1 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、第1の1から8までに掲げる要件を満たしていること。
- 2 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
 - (1) 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
 - (2) 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。
 - (3) 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
 - (4) ダクトについて、定期に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - (5) 送風機及び排風機について、定期に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。
 - (6) 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期に点検すること。
 - (7) 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期に点検すること。

- 3 機械換気設備の維持管理を、2の(1)、2の(4)及び2の(5)に定めるところにより行うことができること。
- 4 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、第2の1から3までに掲げる要件を満たしていること。
- 5 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
 - (1) 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
 - (2) 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、第5の4と同様の措置を講ずること。
 - (3) 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - (4) 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - (5) ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - (6) 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
 - (7) 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
 - (8) 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - (9) 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- 6 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
 - (1) 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
 - (2) 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - (3) 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - (4) ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - (5) 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
 - (6) 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修を行うこと。
 - (7) 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- 7 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
 - (1) トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認すること。
 - (2) 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - (3) 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷・き裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - (4) フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

- 8 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。
- 9 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から8までに掲げる要件(空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。)を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。
- 10 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと